



# 消費生活 サポーター通信

2019年度第4号

今月のテーマ

## 自動車の売却は 慎重に!



### 事例

違約金が必要!

キャンセルしたい



●中古車買い取り業者に車を査定してもらったところ「50万円」と言われ**口頭で売却すると伝えた。**

●その後、別の業者から「60万円で購入する」と言われたので、最初の業者にキャンセルを申し出たところ「**違約金を請求する**」と言われた。

### アドバイス

● **契約が成立すると、どちらか一方のみの意思でキャンセルすることはできません。**

契約のキホン!



契約は原則として**申込と承諾の意思表示の合致により口頭でも成立**します。一方のみの意思でキャンセルを主張した場合には違約金を請求されることがあります。

※契約書の署名・捺印をもって契約が成立する、との約款を採用している業者もあります。その場合、口頭で売却の話がまとまったとしてもキャンセルできることとなります。

● **自動車の売買取引は、訪問販売や電話勧誘販売であってもクーリング・オフ（無条件解約）は適用されません。**

クーリング・オフについては青森県消費生活センターホームページ「消費生活の基礎知識」をご覧ください。右のQRコードからホームページをご確認できます



自動車売却の際は、複数の業者から見積もりを取ってじっくりと比較検討し、キャンセルの可否やキャンセル料が発生するのかの説明も求め、未然にトラブルを防ぎましょう。

◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし **188** (お近くの消費生活センターにつながります)

2019年7月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9:00~17:30 土・日・祝日10時~16時)

いやや



青森県消費生活センター  
マスコットキャラクター  
(消費者教育推進大使)  
テルミちゃん  
☎(Tel. Me)